

平成 29 年度 第 2 回 松戸市地域自立支援協議会 議事録

日時：平成 30 年 2 月 5 日（月）

午前 10 時～12 時

会場：松戸市役所議会棟 2 階第 3 委員会室

1. 開会

事務局より委員欠席状況報告（欠席：荻野委員）

2. 障害福祉課長挨拶

3. 資料確認・議事進行確認

事務局より、会議と議事録の公開について、当会議は、松戸市情報公開条例第 32 条に基づき、公開を原則としていること、今年度より個人情報等に十分留意した上で原則として松戸市ホームページでも閲覧できるようにすることを報告。また、半数を超える委員が出席しており、条例第 7 条第 2 項により正式に成立していることを報告。

会の公開について、4 名の傍聴の申出について報告。議長より入場許可。

4. 各専門部会より活動報告

橋本委員：地域生活支援部会について、別添資料（P1～12）に沿って説明。

障害者が住み慣れた地域で、自分らしく住み続けるための支援体制の確立と、障害者が可能な限り、本人の望む地域で、他の人々と共生し、生活できるための支援体制の確立を目的に活動している。

平成 30 年 1 月 16 日に第 3 回ヘルパー事業所連絡会を行い、17 事業所の参加があった。内容はそれぞれのヘルパー事業所が取り組んでいる研修についてのグループワークと、事例検討のグループワーク。研修の中でも人材不足という話が多く出たため、障害者支援ヘルパー不足の解消を目的とした第 3 回障害者支援ヘルパー研修（掘りおこし研修）を平成 30 年 2 月 21 日に開催するので、その運営を共に担ってもらおうよう呼びかけた。第 2 回の研修と異なる点は、松戸市民の支援を行っている事業所（所在は柏市）や初参加の事業所も迎えていることであり、様々な事業所と活発な意見交換を行うことができた。

障害者の災害対策については、今年度初めて扱うテーマで、危機管理課の職員に毎月オブザーバーとして参加してもらっている。平成 29 年 9 月 2 日に小金原地区合同自主防災訓練を見学したほか、平成 29 年 11 月 11 日の総合防災訓練では講義を行った。会場は根木内中学校で、聴講生の大半がその学生であり、他には近隣住人、看護学生、聴覚障害者など 400 名

程度の参加があった。内容は次の3点。①精神障害、軽度知的障害や発達障害などの目に見えづらい生きづらさについて②災害時の避難所には、それらの人たちを含めた様々な人がやって来るといふこと③精神疾患は誰もがなりうるので専門家に相談することに抵抗を感じる必要がないこと。講義の形式については、説明、および体験談に関するインタビューであり、15分程度を6セット実施。配慮したポイントは、中学生が中心対象者のため、講演後に学校内で障害者探しのようないじめにつながらないように、内容や使用する言葉を検討したことである。また、説明時間が短かったため、別途パンフレットを作成し、聴講者および、他の参加団体（自衛隊・医師会・獣医師会・警察・NTT等）に配布した。今後も総合防災訓練の中で、障害に関するテーマを継続して入れていただけることを目指している。

地域生活支援拠点整備事業については、引き続き2名が検討会へ参加し、部会内で拠点についての情報の共有を行った。

知的・精神等に障害のある高齢者の介護施設利用に関する調査について、30年度の総合支援法改正に伴う課題抽出として、65歳以上の障害者の高齢者施設での受け入れに課題が生じているのではという仮定のもとに、障害のある高齢者の施設等の受け入れにおける課題を明らかにすることを目的としたアンケート調査を実施した。（詳細はP5～12参照）松戸市内介護施設167事業所に対し、調査票を送付し、うち、66件の回答を得た。今現在、利用していると回答した施設は、精神障害者が69.7%、高次脳機能障害者が54.5%。一方で知的障害者は、63.6%が利用されていないという結果になった。今後の障害のある方への施設の受け入れについて、「積極的」と回答した施設が、7.6%、「どちらでもない」が75.6%、「消極的」が13.6%、「全く受け入れない」が3.0%という結果であった。また、積極的に受け入れるために必要なこと、課題に感じていることを自由記載でお願いしたところ、回答いただいた半数以上の施設が「障害の理解に対する職員への教育、勉強会」を挙げており、次に「気楽に相談できる機関、相談先の確保」や「スタッフの確保」と続いた。このことより、障害者の受け入れに対する施設が課題と感じている項目は、ほぼ共通していることが今回の調査で把握できた。アンケート結果の分析は今後も継続予定。

成果と今後の取り組みについて、昨年度の課題は、ヘルパー事業所のネットワークづくり、福祉の狭間となった人の問題、支援者の人材不足とスキル不足の問題、他の部会への提案を掲げてきた。昨年度の最後の報告にあった「防災という視点」を今年度は全面的に出していき、危機管理課と共に障害者の災害対策について、広く知ってもらおう活動にも取り組んできた。ヘルパー事業所のネットワークづくりでは、第2回、第3回のヘルパー事業所連絡会を開催し、事業所間の困難事例の共有や研修を通じて横のつながりの重要性を再認識した。

災害対策に関するイベントについて、危機管理課や、学校・聴講者からは次のような評価を得た。危機管理課からの評価は「避難所では共同生活になることから、生活環境をよりよくするためには、避難者がお互いのことを理解し、助け合うことが大切になる。今回の話では、そのことについて次世代を担う中学生に知っていただけたので、有意義だった。」、学校・聴講者の評価は「映像を交えての説明で、生徒たちの記憶にも残っており、良い内容だった。」、「さまざまな人の違いを理解して生活することが大切。」、「避難所生活ではストレスにより心の病気になる可能性もあるから、みんなで気持ちを共有し合って少しでも楽しい気持ちで生活していこうと思った。」など。こういった評価から、来年度においては当部会での総合

防災訓練への参加の必要性が感じられた。一方で、「障害理解を根付かせる」という真の目的を達成するためには、災害対策という視点を通して、地域住民が主体となって次世代に向けて障害理解を伝える方法を検討していく必要がある。総合防災訓練は様々な場所で開催されるので、どの場所でも障害理解を引き継いでいくことが大切だと考えている。

支援者の人材不足とスキル不足の問題については、ヘルパー事業所のネットワークだけではなく、事業を越えた福祉サービスの事業所のネットワークも必要な問題だと思うが、現在は話し合いを行っている段階である。

今回実施した「知的・精神等に障害のある高齢者の介護施設利用に関する調査」の結果に基づき、課題把握をしていきたい。さらに、今後は協力してもよいと回答してくださった施設等との意見交換などの場を設けていくことを検討しており、この結果を基に提言をまとめていきたいと考えている。

佐々木委員：相談支援部会について、別添資料（P13～15）に沿って説明。

計画相談の作成率及び質の向上を目的に、平成 28 年度に拡充した松戸市の相談支援体制の役割を共有し、事業評価していくことで支援体制を強化することと、障害のある当事者やその家族が生活に必要とする支援について検討することを目的として活動している。

相談支援専門員スキルアップ研修について、第 1 回目は「障害福祉サービスについて」というテーマで実施した。第 2 回目は「相談支援体制の現状とケーススタディ」として相談支援事業所の課題の共有を行った。第 3 回目は「委託相談支援事業所の役割とグループワーク」ということで、委託相談支援事業所と相談支援事業所の連携を図り、いかに効率良く支援を行っていただけるかをテーマに、班ごとに計画を立てるというグループワークを行った。

介護保険と障害福祉の連携を目指した勉強会について、ランダムに地域包括支援センターにお越しいただき、小規模な形で 2 回開催した。互いの現状課題や、高齢者分野が障害者分野を支援する場合（その逆も同様）どのような課題があるか共有を行った。

成果について、相談支援ガイド（案）を作成した。本会議を経た後、市ホームページへ公開するほか、関係機関や学校や地域包括支援センターにも配布することで障害福祉分野以外の支援者が目にする機会を増やし、相談へのきっかけを作る。※別添資料参照「松戸市障害のある方の相談ガイド（案）」

また、計画作成率向上について対策を検討するため、相談支援事業所を対象にアンケートを実施し、事業所が現在担当している件数や、どういった資源があればより多くの件数を担当することが可能かを回答していただいた。この結果は地域生活支援拠点等整備において検討中の相談支援体制の再整備に関しても活用し、議論を深めることができた。

課題については次の 3 点。①地域移行・地域定着のニーズや必要性がある一方、対応している事業所が限られており、地域の資源を充実させることを目的に研修を行ったり、事業所へ周知をしたりする必要がある②市内相談支援専門員と地域における計画相談の課題を共有し、作成率の向上と同時に、基本相談の質の向上に取り組む必要がある③松戸市では市内相談支援体制の再構築に向けて、委託相談支援事業所の役割を整理し、運用のスタイルを検討中である。今後、ニーズに合わせて活かした動きになるよう、相談支援部会としても実態に即して検討をしていく。

古川委員：就労支援部会について、別添資料（P17～19）に沿って説明。

企業に啓蒙・PR・職場定着支援のための施策を実施することにより障害者雇用に対する理解促進を深め、松戸市における障害者雇用率、法定雇用率達成企業の割合を上げ、障害者の雇用の確保を実現することが活動の目的。

平成29年度「障害者就労施設等における利用者の工賃状況等調査」を実施した。P19のとおり、就労継続支援A型事業所以外に関しては微増ではあるが工賃向上に繋がった。

昨年度に続き、今年度も平成30年2月16日に松戸市民会館で企業向け雇用セミナーを開催予定。柏市、流山市、我孫子市、松戸市の4市共催であり、ハローワークは後援という形で協力をいただいている。

東松戸病院の売店で市内の障害者施設で作られた商品を販売しており、年間120万円強の売り上げがあり、工賃向上につながっている。開始から2周年を迎え、リニューアルオープン2周年フェアを行うことを広報した。

また、施設外就労や、企業の仕事を施設に発注することを目的に「企業と障害者がつながる方法」を作成しホームページに掲載している。

成果については、昨年度同様2日間に分けて障害者の「働く」を支えるスキルアップセミナーを開催。今年度は就労系事業所における利用者への対応力向上のため、傾聴研修を加えた点が新しい。

課題について、毎年ではあるが、平成29年度における松戸市の民間企業の障害者雇用率は、全国数値、千葉県の数値より低い状況である。しかし、達成企業割合については、毎年増加しており、昨年度も伸びている。ただし、平成30年度より法定雇用率の算定基礎に精神障害者が参入することから、全国的にも来年度の雇用率は現状より下回ることが予想される。一度雇用率は下回ることになるだろうが、更なる雇用率向上に向けて研修などの活動を行っていきたい。また、障害者雇用の確保を実現するために、企業に啓蒙・PR、職場定着支援のための施策を実施することはもちろん、現在市内に26箇所ある就労系事業所の支援員のスキルアップや、事業所が増えてきたことにあたって部会のメンバーについても考えていかなければならないと感じている。

今成委員：権利擁護部会について、別添資料（P21～25）に沿って説明。

障害者の虐待防止、養護者に対する支援や権利擁護に関する課題等について、情報提供や関係機関等の連携を図るとともに、課題解決に向けて専門的に検討し、障害者等への支援体制の整備を図ることが活動の目的。

障害者虐待の対応・終結過程に関する報告と検証について、今年度は12月末の時点で過去の件数を既に上回っている。障害者虐待防止法や通報受理窓口等の周知がなされてきていることや、従事者向け研修を通じて障害者虐待防止についての意識向上が通報件数増加の要因ではないかと思われる。

啓発活動として、平成29年10月19日に松戸市民会館で障害者虐待防止研修会従事者向け研修を実施した。「勇気を持って通報しよう！～弁護士は見た！障害者虐待とその対応～」というテーマでみぎわ法律事務所所長の弁護士 神保 正宏氏に講演していただいた。その

ほか、虐待として対応・判断が困難な事例について神保 正宏氏と松戸市基幹相談支援センターCoCoセンター長 藤井 公雄氏のスーパーバイズのもと、グループワークを行った。市民向けのものとしては平成30年3月18日に流通経済大学にて講演会を開催予定。内容は仮決定であるが、障害者虐待防止法と障害者差別解消法について神保 正宏氏から講演していただき、後半の講演&ライブはお笑い芸人のホーキング青山 氏をお招きする予定。ホーキング青山 氏は先天性多発性関節拘縮症による障害をお持ちで、平成6年に史上初の身体障害者お笑いタレントとしてデビューされ、ライブ活動やテレビ出演、著書の出版等精力的な活動をされている。もしかしたら、神保 正宏氏とホーキング青山 氏の対談もあるかもしれないので、皆さま足を運んでいただければ幸いです。

活動成果について、近年の通報件数の増加や事例の重篤化、複雑化を受け、事例の報告や検証の仕方を見直してきた。限られた時間の中でより密度の濃い検証ができるよう、事前に事務局から各部会員に事例を送付し、委員は各自が予め検討した上で部会に臨むという形式を試み、事務局からの事例説明を最小限にとどめることで、1件あたりの検証時間の確保に努めてきた。これにより、一定の成果は出てきているが、それでも2時間の会議のうち、1時間から1時間半を事例検証に費やしている状況である。

予防、啓発活動について、障害者虐待防止に関する講演・研修を継続的に実施しており、平成29年10月19日に施設職員向け研修会のアンケート結果では参考になったという意見が多くを占めたほか、弁護士による一問一答、グループワークにおける施設種別ごとのグループ編成には好意的な意見が多く寄せられた。この結果からも、研修は効果的なものであったと考えている。その一方、研修の終了時間が予定を超過したことについて批判的な意見が複数寄せられた。これらの意見を真摯に受け止め、次年度の開催時の参考としたいと考えている。また、市民向けの講演会については、平成30年3月18日に「障害者権利擁護講演会」として、虐待防止・差別解消の双方を含んだ内容で、障害者差別解消支援地域協議会と合同にて開催する予定となっている。この講演会を通じ、住民の皆様に障害や障害者についての理解を深めていただき、障害の有無に関わらず、全ての住民がお互いに尊重しあいながら暮らしていける地域の実現を目指していきたい。

課題については、居室の確保が挙げられる。平成29年度は、平成29年12月末日までに養護者虐待として認定した10件のうち、1件を「やむを得ない事由による措置」として対応し、障害者を養護者から分離・保護した。ここ数年の間、年に1~2件の「やむを得ない事由による措置」を実施しているが、実施するたびに緊急避難先としての居室の確保に苦慮している。これまでのところ、関係機関や事業所の協力を得て、何とか居室を確保できている状況ではあるが、今後もうまく空きがあるとは限らない。介護保険制度における短期入所を活用できる共生型サービス、「緊急時の受け入れ・対応」を機能の1つとする地域生活支援拠点等について、権利擁護部会としても調査・検討していくことにより、緊急時の受け入れ先の確保に協力していきたい。

2つ目の課題は、医療との連携である。これまで、障害者に対する身体的虐待等の疑いがあった際、相談できる医師がないことにより、対応に苦慮することがたびたびあった。医師より医学的見地からの助言をもらえれば、今まで以上に多角的な視点からの検証が可能となり、より適切で、より速やかな対応ができるものと考えられる。松戸市医師会の協力を得な

がら、医療との連携体制の構築を検討・推進していくこととする。

3つ目の課題は、障害者権利擁護ネットワークの強化である。本部会は、平成25年度の準備会を経て、平成26年度に保健・福祉の関係者、及び当事者を部会員として発足した。翌平成27年度には、ネットワークの強化を図るため、弁護士を部会員に迎えた。しかし、近年の相談件数の増加に伴い、暴力団の関与が疑われる案件、障害者と高齢者とが互いに虐待しあっている案件、虐待として相談を受けていたが結果として差別であった案件等、内容も高度化・複雑化していることから、対応力を向上させるため、さらにネットワークを強化する必要性を感じている。松戸警察署及び松戸東警察署、松戸市高齢者虐待防止ネットワーク会議、松戸市障害者差別解消支援地域協議会等の関連機関との連携を深めていくとともに、これまでのような事業所や担当者レベルだけではなく、法人・団体レベルでの横のつながりを強める体制の構築を検討していくこととする。

藤田委員：こども部会について、別添資料（P27～29）に沿って説明。

障害のあるこどもとその家族の「相談と支援」について、現状と課題の共有及び、障害のあるこどもとその家族が安心して生活するために必要な「支援」についての検討を目的として活動している。

具体的な活動内容としては、①早期相談支援事業についての検討②放課後等デイサービス事業所についての内容検討③障害児の地域交流。

昨年行われた東葛地域医療的ケア連絡協議会主催の子どもフェスタにも部会員数名が協力スタッフとして参加している。また、2/11（日）「発達支援フェア」（ふれあい22にて）、2/25（日）「松戸子育てフェスティバル」（ふれあい22にて）にもこども部会員数名が協力スタッフとして参加する予定である。

活動成果として、まず放課後等デイサービス・児童発達支援事業所ガイドブックが完成した。平成29年9月15日付けで発行を行い、事業所選びの検討材料として活用されている。2つめの成果は、放課後等デイサービス研修会の開催。放課後等デイサービスガイドラインをどのように活用しているかを市内3事業所の方に取り組みを話していただいた後、グループワークを通じてガイドライン活用のための意見交換や、日々の業務での悩みなどを話し合ってもらい、事業所間で意見や情報を共有した。これまで事業所間での悩みの相談や意見交換の場がないという課題があったが、事業所間での繋がりとして「ホオジロ会」という集まりがあり、会の代表として事業所「そら」の方に研修の場で案内していただいた。

最後に、課題について。これまで取り組んできた放課後等デイサービスについては、事業所間同士の集まりの場「ホオジロ会」と研修会を開催するなど、協力できることがあれば部会として連携していくこととする。2つめの課題、地域交流については、①今後松戸子育てフェスティバル、②こどもフェスタ in とうかつ、③発達支援フェア、④来年度開催予定である医療的ケアや重度障害のあるお子さんを対象とした子ども福祉フェスタというイベントも予定しており、今後は年4回子どもに関する大きいイベント行う。その都度部会で協力できる部分があれば検討や参加などしていきたい。このような状況から、この2つの課題を重点課題から降ろして、来年度は早期相談支援マップの作成、ライフサポートファイルについての検討、この2つに絞って活動していく予定である。

5. 各専門部会の活動報告についての質疑応答

市川委員：松戸市地域生活支援部会について。総合防災訓練で根本内中へ行って、障害者に対するサポート等を講義いただいたことは障害者理解という部分で非常に意義が大きい。防災において松戸市は周辺市町村と比較するとハード面が進んでおり、避難所についての運営委員会についても小中学校では進んでいると聞いている。本校でも二次福祉避難所の準備を進めていてようやくマニュアルの叩き台ができた。二次福祉避難所が有効に機能する上でも小中学校や町内会等の理解・サポートがあってこそ機能が発揮されると思うので、こういった活動は今後とも継続していただけたらと思う。

平山委員：地域生活支援部会で、高齢化が進む現状の中で介護施設利用のアンケートをとったことは画期的で良いと思う。特に知的、高次脳機能障害、精神の方の受け入れが難しい状況が県のデータであるので、結果を十分に分析して今後検討課題にしてほしい。また、高齢者支援課の方達を交えての議論をしていかないと、行政は縦割りなので繋がらないという現状を感じている。

また、65歳になったら介護保険優先という制度について、相談支援にも関わると思うが、早めの周知を当事者の方たちにしてほしい。65歳になったから介護保険へ移行するよう言われても、障害福祉サービスの支援を受けている状況を含めて急に変えることができない。また当事者にとっては環境が変わることで不安な生活を強いられるため、相談支援や事業所サイドも65歳が近づいてきたらどういう生活を組み立て、支援していけば良いのか検討する必要がある。役所の方からも、早めな切替えの対策や支援の体制等について丁寧、親切に対応していただきたい。ここからは要望含めてのお願いになるが、高齢者支援課、介護保険課の方達も知的、精神の方への理解を得て受け入れてもらえるような土壌を作っていかなければならないと思っている。共生型について今介護保険含め見直しがでている。役所ではどの課がどういうかたちで関わるのか。柏市では法人指導課が一般事業所向けに情報を発信して研修をしている。情報発信をどのようにしていくのか検討願いたい。

事務局：共生型に関して、松戸市でも情報を集約しているところで、柏市が情報発信をしているのはすごいと思う。この会議が終わり次第、柏市へ確認したい。中核市ゆえに早い部分もあると思う。共生型については、介護保険課と情報共有、役割分担を行っているところ。事業所への情報発信は必要なため、近日中に行う予定。日にちについては未定だが、お待ちいただきたい。

65歳になる際の件については検討する。丁寧に連絡を取っていく必要があると思うので、時間をいただいて対応していきたい。

橋本委員：色々ご意見ありがとうございました。防災訓練については来年度やって行きたいと思っているが、会場を中学校にすると、その学校の生徒が中心になるので、より広く参加してもらえよう松戸市としてやっていただければと思う。

災害対策で危機管理課の職員に来ていただいたように、法改正について、介護保険課や高齢者支援課と検討していきたいと考えているので来年度の課題として持ち帰りたいと思う。

雑賀委員：つくし特別支援学校から話があったように、福祉避難所の指定について、松戸市では 29 ヶ所あり、高齢者施設が 26 ヶ所、障害者施設は 0 ヶ所、その他社会福祉施設 0 ヶ所、特別支援学校 3 ヶ所となっている。障害者施設等に働きかけるなど、予定があるのか。避難行動要支援者の登録とプライバシーの関係は。情報を知られたくなくて登録を迷っている方もいると思う。

事務局：福祉避難所については、当課で行っている訳ではないので申し上げることができないが、危機管理課が避難所としての協力を 3 年ほど前から打診しており、体制を整えられるか毎年確認を行っている。ふれあい 22 の場合、年 2 回福祉避難所として内容、体制づくりの検討依頼があり行っている。他の機関に関しても同様に依頼され、整い次第登録という流れになっているのではないかと思う。

避難行動の事前登録は地域福祉課が担当している。特に精神障害の方について、登録にあたって個人情報保護の関係でトラブルがあると耳にしている。また、登録後は市民自治課で町会長に名簿を渡し、内容を把握すると聞いている。その中でどういう風にするか確認しながら進めていくと思っているが、全てを把握しているわけではないのでお答えできるのは申し訳ないが以上となる。

藤田委員：相談支援部会にお聞きしたい。14 ページに「介護保険と障害福祉の連携を目指した勉強会」とあるが、包括の方々の障害に関する知識や理解の程度はどのような感じだったか。一定の知識があつて、今後連携を深めていける程度か、それとも基礎的な知識の共有から必要な程度なのか、課題も含めてお聞きしたい。

佐々木委員：勉強会はずごく意義のあるものだと感じた。どちらかというとも基礎的な、お互い何をやっているのか事業の理解を深めるところから必要という印象。例えば、介護保険制度や障害福祉制度をお互い熟知して支援にあたっている訳ではなく、実際どう動いているか紹介し合う形。包括支援センターは 15 ヶ所あるが、障害福祉だと総合相談は基幹相談支援センターとふれあい相談室の 2 ヶ所で、昨年度からハートオン相談室として 3 ヶ所立ち上がり、全部で 5 ヶ所しかない。介護保険分野の方からすると、たった 5 ヶ所しかないのですね、という印象で申し訳なくてケースを振れない、振って良いのかしらと思うと意見をいただいた。このように、お互いの規模や、やっていることの理解促進から、という印象。

藤田委員：ありがとうございました。

平山委員：同じく相談支援部会に質問。13 ページ「松戸市の相談支援体制の役割を共有し、事業評価していくことで支援体制を強化する」とあるが、事業評価とは具体的にどのように行うのか。

佐々木委員：相談支援部会の中で書式等があり、直接評価を行っているわけではない。部会員として委託事業所の職員も参加しているので、役割を確認したり、課題を共有したりしている。今後、平成 29 年度の活動は市の事業評価対象になるので、自立支援協議会でなされた評価をもとに、改めて相談支援部会で分析していく予定。

平山委員：わかりました。この部会に参加している事業所はオープンに呼びかけているか、限られているのか。要するに、こういった場に出てくる事業所は良心的な対応をしてくれていると思う。相談支援は抱えている相談件数が多すぎるという点はもちろんあるが、アセスメントが機械

的など、対応が不十分という不満の他、利用者から相談支援を切りたいという意見も出ている。こういった意見交換の場に出てきている事業所の質はかなり高くなってきているのも感じるが、やってくれてない事業所の評判も聞くので、事業評価を含めて、手を打ってお互い力量を上げていってほしい。介護保険のケアマネには担当件数の制限があるが、障害福祉は1人100件ぐらい担当していないと間に合わないため1人1人の対応が機械的になってしまう。一声かけてくれたら困っていることが言えるのに、来てくれないので言えないと悶々としている人たちもいる。こういったことを頭に入れながら取り組んでいただければと思う。

市川委員：「障害のある方への相談ガイド」や「放課後等デイサービス事業所ガイドブック」など、きめ細かいことを案内している松戸市の対応は非常にありがたい、という意見が学校評価の中からも出ている。今後も続けていただければと思う。感じていることは、相談員の方々は非常に一生懸命やってくれているが、そこに繋がる受け入れ、ハード的な部分が非常に厳しい。特に本校は知的障害の生徒を持っており、短期入所の希望があっても障害が重いということで引き受けてもらえなかったりする。相談を持っていても結局その先に繋がらない。これは松戸市だけではないと思うが、今後相談支援が整備されてくればくるほど、課題となってくると思う。お金がかかってくる話ではあるが、ボランティア精神だけではまかないきれない部分。児童相談所などいろんなところに声をかけるが、確かに件数も多いし、個々のケースに対応しきれないという部分があると感じている。

雑賀委員：権利擁護部会について。先週、県の差別解消法の会議に出席した。虐待含めた相談件数が松戸市は結構多い。松戸、柏、市川あたりは多く、周知徹底している結果だと感じる。また、23ページのとおり、過年度からの継続件数が多いという問題について、メンバーに異動があった場合の引継ぎが不安。引継ぎを含め対応できる体制づくりが必要だと感じた。

今成委員：虐待対応は専門チームで取り組んでいるため、事例対応の引き継ぎはケースに応じてしっかり対応していきたいと思う。ご意見ありがとうございました。

市川委員：矢切特別支援学校でも実施されたそうですが、本校で松戸キャラバンのたねっこさんに寸劇を行っていただき、選挙の際の代理人、親の役割について学んだ。PTAの東葛地区の中で発表していただいた時には、小中学校向けの障害者理解について実際の事例を取り入れながらの寸劇だった。松戸市にある団体とうまくリンクしながら、保護者会のちょっとした時間に講演してもらえれば障害者理解への高い効果が得られるのでは、と2度ほど講演を見させていただいて思った。

雑賀委員：就労支援部会に質問。データを見ると、松戸市でも微増ではあるが雇用率が伸びており、違う問題かもしれないが、A型の作業工賃が下がっている。悪しきA型といわれたこともあるが、それ以外で障害のある方が福祉で就労する、A型は4月から規則がいろいろ変わってくるが、実際に一般企業に雇用されている方たちの雇用実態が就労と言えるのか、福祉サービス以外の雇用について現状がわかれば教えていただきたい。

古川委員：一般就労で雇用される方々は確かに最低賃金に少し上乗せされた形の就労が多い。障害基礎年金を受給されていない方はいわゆる生活困窮になっているという現状はある。一方、企業側からするとそこまでの賃金は支払えない現状がある。特例子会社が増えてきているが、特例子会社も中小企業も同様の状況が多い。ただ、雇用率上昇に伴って雇用しなければいけな

いと、負担に感じている企業もあり、障害のある方からするとあまりやりがいのない仕事を任されることがある。雇用しなければいけないのでまずはここにいてね、と雇用されている方も中にはいて、増えてきているのかなと思う。また、虐待の案件について、使用者虐待の数は少ないが実際はもっと多いと思われる。障害者就業・生活支援センターの職員として感じるのは、虐待まがいのところで、なんとか間に入って虐待案件とならないような形で収まるような動きも数多くさせてもらっている。使用者虐待となると、明日も使用者は企業にいて、賃金をもらわなければいけない状況で、どうしても生活と仕事の部分で表裏一体なので、虐待としてあがってしまうと嫌だという希望があるケースもある。健常者含め、正社員は今後ますます厳しくなってくる中で、最低賃金もそうだが、いわゆる仕事のやりがいを含めてスキルアップ、職域の開拓は就労系事業所に問われているところだと感じている。

雑賀委員：各部会への質問等挙がったが、それぞれに共通するのは連携が重要になる、という部分で、今後も連携をキーワードに考えていきたい。

6. 第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画について

事務局：冊子でお渡ししている資料は、平成29年11月30日付にて松戸市障害者計画推進協議会会長より松戸市長あてに提出されたもので、現在パブリックコメント手続きを実施中。説明については事務局で概要版を作成した。（※計画の概要版参照）この計画について、前回8月4日開催の本協議会において、その骨子案を事務局より報告させていただいている。前回報告時より、章の構成に見直しはあるが、計画の内容自体は大きく変わってはいない。本日は計画の肝ともいえる「松戸市の重点施策」を中心に説明。なお、今申し上げた章の構成の見直しとは、1つの計画書の中に「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を分けて収納するという構成から、全体を通じて一体となった構成に見直したというものである。

概要版からおわかりいただけるように、章の名称から「障害福祉計画」「障害児福祉計画」という記載が消えているが、これは、策定作業を進めるうちに、障害児でも障害者のサービスを使える等の理由により、両計画の間に重複する内容が多く記載されることとなり、それがかえってわかりにくいのご意見を受けてのものである。

「松戸市の重点施策」について、「2 本市における重点施策」をご覧ください。前回会議で提示した計画の骨子では、国が定める重点施策と松戸市における重点施策について、「具体的な取組み」として1つの項目にまとめていたが、「松戸市」の計画としての自主性・独自性を明確にするために、内容を精査のうえで、国と市の重点施策を別立てとした。松戸市の独自の施策は「障害のある人への理解促進・障害者が安心して生活できる地域づくり」、「医療的ケア児等支援のための体制づくり」、「地域共生社会の実現に向けた取組み」の3項目となっている。

1点目、「障害のある人への理解促進・障害者が安心して生活できる地域づくり」について、これは障害者差別解消支援地域協議会、自立支援協議会権利擁護部会のお力添えをいただきながら、これまで同様、あるいはこれまで以上に、障害者の差別解消、及び虐待防止の推進を図っていくということを記載したものである。

続いて、2つ目の重点施策「医療的ケア児等支援のための体制づくり」に関して、平成28年

11月に設置された松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議はこれまでに3回開催されたが、そこで関係機関・団体・行政が行っている支援や連携のための取組の共有、実態調査・ニーズ調査・事業所調査を通じた現状把握や課題分析、医療的ケア児の支援に関する地域の課題についての議論等を行っていただいた。

これらの活動を踏まえ、平成29年10月に開催された今年度第2回目の連携推進会議において、当面の課題・対応策を中心とした、医療的ケア児の支援に関する地域の課題及び対応策が取りまとめられ、本計画に記載した内容は、その取りまとめに基づいたものである。なお、ご覧いただいている概要版では記載が省略されているが、昨年2月の本協議会において提言をいただき、また先ほどの藤田委員によるこども部会についての報告にもあった「ライフサポートファイル」の導入については、「医療的ケア児の支援のための連携推進会議」が取りまとめた対応策の1つとされていることもあり、この「医療的ケア児等支援のための体制づくり」の項目の中に、平成30年度中に開始される事業として記載されているところである。続いて、施策の3項目目、「地域共生社会の実現に向けた取組み」について、近年、支援を行っている世帯の中には、障害のある子と高齢の親とで世帯が構成されている等、課題が複合化しているものが多く存在しており、障害以外の分野、特に高齢者の分野を含めた支援の重要性が高まってきている。こういった背景から、障害福祉分野においても、地域共生社会に向けた取組みを推進していくというものである。なお、高齢者分野との連携という観点から、この「地域共生社会の実現に向けた取組み」という項目については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画である「いきいき安心プラン6」にも、同様の記載がある。

「基幹型地域包括支援センターの共生窓口への深化」について、市役所本館1階の高齢者支援課内にある基幹型地域包括支援センターにおいて、平成30年度より、高齢者だけでなく、児童や障害のある方についてのご相談にも対応することとなった。2つ目、「多分野における相談機関の連携の推進」について、現在、複合化した課題を抱える世帯への支援体制や総合的な相談体制を整備する観点から、各相談窓口と市の関係部署から構成される「福祉相談機関連絡会」が定期的で開催されており、この連絡会には、高齢者、子ども、生活支援、生活困窮の各相談窓口と市の関係部署、それらに加え、今成委員がセンター長をお務めのほっとねっと、また障害分野から基幹相談支援センターCOCO及び障害福祉課が参加している。この連絡会での協議を通じ、各分野の相談機関との連携を深めていくというものである。その他、資料に記載のある「在宅医療・介護連携支援センターにおける多分野対応」「地域ケア会議における共生対応の推進」「共生型サービス整備の検討の推進」も含め、高齢者支援課や介護保険課との連携を深めながら、施策を推進していく。

最後に、佐々木委員による相談支援部会の活動報告でも言及があり、また次の議題である「委託相談支援事業所の事業評価」、またその次の議題である「地域生活支援拠点等整備事業」にも関連することなので、計画における「相談支援事業」に係わる内容について説明を行う。

(※概要版では記載が省略されているため、冊子の計画書を参照) 32、33ページには、相談支援事業の現状、課題、課題解決に向けた方策等が記載されている。課題とその対応策について端的に申し上げると、課題は「委託5事業所のそれぞれの役割が明確でない中で、相談件数が増加し対応が困難になってきていること」、その対応策としては「基幹相談支援センターの増設も視野に入れながら、委託5事業所それぞれの機能や棲み分け等を検討していく」

ということを記載している。

以上、簡単ではあるが、説明とさせていただきます。

7. 委託相談支援事業の事業評価について

事務局：委託相談支援事業所の評価について、昨年度は自立支援協議会の中から5名を評価担当者として選出し、基幹相談支援センターを訪問した上で評価をしていただいた。昨年度までは、基幹相談支援センターのみが評価対象であったが、本年は他に、ふれあい相談室、ハートオン相談室（身体・知的・精神）の計5事業所が評価対象となる。平成29年度については、別紙資料のとおり提案する。まず、評価対象となる期間は平成29年4月1日～平成30年3月31日までの1年間で、評価を担当していただく方は昨年度と同様、評価担当者に偏りが出ないように、自立支援協議会の選出区分ごとに1名ずつ選出し、5～6名。評価担当者（案）については次のとおり提案。

①当事者：（特非）松戸市障害者団体連絡協議会 理事 荻野 正美 氏

②障害福祉サービス事業所：（社福）彩会 理事長 平山 隆 氏

③教育・雇用：県立矢切特別支援学校 教頭 鈴木 英樹 氏

④関係機関：（社福）松戸市社会福祉協議会 主任 米持 和幸 氏

⑤部会長：（社福）実のりの会 ビック・ハート松戸センター長 古川 亮氏

評価の流れについて、平成29年4月に委託相談支援事業所で作成された事業運営計画をもとに今年度実施していただいた事業について「事業報告シート」を委託相談支援事業所にて作成。平成30年5月中旬に「事業報告シート」、「相談件数集計表」をもとに、委託相談支援事業所による事業報告（プレゼン）及び評価担当者との質疑応答を実施。前回は基幹相談支援センターを訪問して評価したが、今回は5事業所全てを訪問するのではなく、5事業所のうちいずれか1箇所集全事業所が集まり、評価担当者に向けてそれぞれ事業報告（プレゼン）を行う。その後は前年度のとおり、委託相談支援事業所の報告終了後、評価担当者で事業評価シートに記入し、平成30年度第1回松戸市地域自立支援協議会において報告する内容の確認を行い、平成30年度第1回松戸市地域自立支援協議会において委託相談支援事業所の評価結果を評価担当者から報告し審議する予定。

8. 地域生活支援拠点等整備事業について

事務局：昨年3月より検討会を発足し、当初緊急対応や体験の場を提供するというを優先事項として話を進めてきた。しかし、地域共生社会実現に伴う法改正によって、様々な法律が改正されることになり、これまで分野別に行われていた相談支援を横断的に行うことになることを見越し、優先事項を相談機能の強化に変更した。ここまでは前回の協議会で報告したとおり。

資料の1ページに記載されている『2. 協議結果』が、実際話し合いが行われた結果であり、現時点での案である。相談機能の強化ということで、様々な議論をしてきたところではあるが、最終的に先程計画のところでも話に挙がった、委託5事業所（基幹、ふれあい、ハートオン3事業所）の役割を見直すということになり、拠点の検討会だけでなく、委託5事業所が集まる会議の中でもそれぞれの役割について話し合いを行った。5事業所の主な役割につ

いて、まずハートオンは、主に支援者支援を担っていただこうと考えている。実際に計画を立てている事業所で、支援方法に行き詰まったり、どのようなサービスが適当かわからなかったり、支援者が支援を必要としている場合のフォローに入っていただく。そして、サービスで賄えない部分の支援、いわゆる一般相談については、基幹とふれあい相談室がメインになって行っていただこうと考えている。他の役割については2~4ページに記載されており、こまかな説明については、時間の関係上省略させていただく。

5 ページには、厚労省の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの「相談支援に係る報酬・基準について<論点等>」についてのイメージ図において、5つの論点があり、正式な改正内容が発表された後に再度委託の事業所で集まって協議を行う予定である。6 ページ以降については、この1年の協議の内容が記載されているが、こちらも時間の関係で省略させていただく。

9. その他報告事項についての質疑応答

平山委員：基本的な部分になるが、議事の扱いについて、報告を受けるだけであれば「その他」で構わないが、承認や議論が必要な場合、委託相談の事業評価や拠点に関する内容は「議事」に入れべきではないか。

事務局：その点については検討していたところである。ただ、これまで第2回目の自立支援協議会は今回の形で行ってきた流れがあったため、倣った構成とした。今後、貴重な意見として再検討させていただきたい。

平山委員：運営要項との整合性を含め、検討を願いたい。

また、拠点について質問。当面相談支援の強化を軸にしているが、緊急対応を含めた受け皿がない。松戸市内にある事業所それぞれの得意な分野を整理していく方向性だと思うが、今後どう具体的な形にしていくのか、見通しはいかがか。オープンに意見交換できる場がほしい。各専門部会もそのひとつだと思うので、現状を踏まえて意見交換し、地域みんなで考えるということをやしてほしい。

市川委員：委託相談の事業評価について。昨年度評価委員を担当し、説明も丁寧で非常にわかりやすく、大変な事業をまかなっていただいていると感じた。今年度は5事業所が対象ということで、効率性と併せて、よりわかりやすく伝える工夫が必要になると感じた。委員からは細かい部分が見えづらいため、そのあたりの対応を希望する。

雑賀委員：第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画の元になるものは、国が示す我が事丸ごとや地域共生社会の実現に向けた考え方であり、全ての分野に関わってくる。自立支援協議会の役割は地域の連携、中核となる役割を担うため、今後更なる連携が重要となる。この国の現状を考えると、日本版CCRCと言われるように、若い人も健常な人も、全ての人がごちゃまぜになって生活していくことが求められる。その潤滑油になるのがこの自立支援協議会だと考えている。各部会について、他分野との連携を協議していただきたいし、その取組みをまたこの会議で共有していきたい。

事務局：2時間という会議の中で、委員の方より様々な意見をいただいた。今後、共生型など新しいことが始まり、時間がない中ではあるが、じっくりと、障害児者へのサービスが低下しないよう、いただいた意見をもとに、効果的にあらわせるよう新年度反映させていきたい。障害

福祉は児童、高齢者分野に比べやや遅れている部分もあるが、障害分野は地道にしっかり足元を固めながら、中身を充実させていきたいと私個人は考えている。今後もよろしく願いいたします。

雑賀委員：今後も皆さまにご協力をいただきながら進めていければと思う。よろしく申し上げます。